#### 「平成24年度自動車リサイクル連携高度化事業」募集要領

#### 1.事業の目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)に基づく自動車リサイクル制度は概ね順調に機能し、使用済自動車について、高いリサイクル率が実現されているところです。その一方で、近年、リユース部品の利用、自動車に使われるレアメタルに着目したリサイクル、材料リサイクル等の自動車リサイクルの高度化の促進が必要との指摘がなされています。

自動車リサイクルの現場ではレアメタルを含む部品の回収、リユース部品の品質基準の共通化等の取組が進められているところですが、自動車リサイクルの高度化に向けた取組をより実効性のあるものとするためには、関連事業者間の連携が重要と考えられます。

そこで、環境省では、平成23年度より自動車リサイクルの高度化に向けた取組を 促進するため、自動車製造業者等、解体業者、破砕業者などの複数の自動車リサイク ル関連事業者の連携による実証的な取組を支援しており、今般、平成24年度の支援 の対象となる事業の公募を行います。

( 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」平成22年1月、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議)

#### 2. 支援対象事業

支援の対象となる事業は、次の(1)及び(2)のいずれにも合致する自動車リサイクルの高度化に資する事業です。

#### (1) 事業の内容

次の1)~3)のいずれにも該当する実証的な取組であること。

1)次の ~ のいずれかのテーマに関連する取組であること。また、事業計画の中で ~ のテーマに関する具体的課題を設定し、その解決に資する取組であること。

自動車リユース部品の利用促進

自動車に由来するレアメタルのリサイクルの促進

自動車破砕残さの発生抑制又はマテリアルリサイクルの促進

自動車に由来する有用金属のリサイクルの促進

2)自動車リサイクルに関連する解体業者、破砕業者、自動車製造業者等が連携することにより、リサイクルの高度化が促進されるものであること。

3)実証の結果を踏まえて、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た 事業の有効性、CO2排出量の削減効果その他の環境影響の低減効果並びに経済 的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を評価するものであること。

#### (2)事業実施者

次の1)及び2)のいずれにも該当する者であること。

- 1) 事業実施者が、日本国において登記された法人であること。
- 2) 事業実施者の中に、自動車リサイクル法第2条第16項に規定する自動車製造業者等若しくは同条第17項に規定する関連事業者又はこれらの者が多数参加する団体が複数含まれていること。

#### 3. 支援の内容

各事業のうち、以下の内容を支援の対象とします。具体的な支援対象経費については、7.(2)を参照してください。

#### (1)支援対象

事業の詳細計画の策定に要する費用

事業の実施に必要な使用済自動車の処理に要する費用のうち、通常の使用済自動車の処理に要する作業に係る費用を上回る部分

業の実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査又はシステム開発に要する費用 (既存のシステムを改良する場合には、当該改良に係る部分のみ)

事業の実施に当たり必要となる広報に要する費用

#### (2)支援額と採択件数

支援額は1事業あたり概ね1,000万円から3,000万円まで(税込み)とし、採択件数は3件程度の予定。

## 4.支援事業に関するその他の留意事項

#### (1)支援事業への応募者の要件

支援事業への応募は、2.(2)の事業実施者のうち、全体のとりまとめを行う者として1者が代表して行うこととします。応募した者は、事業の実施に当たり、環境省との請負契約の相手方となります。

#### (2)支援期間

原則として、支援対象事業採択後の契約締結日から平成25年3月29日までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて支援期間終了時期を前倒しすることが可能です。

#### 5.選考について

#### (1)選考方法

環境省において事前審査(書類審査)を行ったうえで、有識者で構成される自動車リサイクル連携高度化支援事業選定委員会(仮称。以下「選定委員会」という。)において書類選考を行い、採択事業を決定します。また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

なおヒアリングの実施する場合には、別途ご登録頂く担当者へ連絡いたします。

# (2)選考基準

下記の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧下さい。

課題設定の妥当性

環境改善効果の検討の有無

事業の実現可能性

事業計画の具体性・妥当性

#### (3)選考結果

選考結果は、平成24年9月下旬頃(予定)に電子メールにて連絡します。 採否の理由についてのお問い合せには応じられませんので、あらかじめご了 承下さい。

採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめご了承下さい。

#### 6.応募方法について

#### (1)応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当:佐藤

住所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351(内線 6833)

#### (2)応募方法

所定の書式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式(正本1部、複本9部、添付資料2部)を同封し、上記宛先まで郵送(宅急便でも可)又は持参して下さい。

応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けませんので、あらかじめご了承下さい。

提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承下さい。

# (3)受付期間

平成24年8月6日(月)~8月31日(金)12時必着

#### 7.注意事項

#### (1)契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が事業発注する請負契約となります。契約金額については、 事業終了後の支払いとなります。

1事業あたり概ね1,000万円から3,000万円まで(税込み)とし、採択件数は3件程度を予定していますが、具体的な金額については、請負契約の手続段階で、事業計画を精査のうえ決定します。また、選定委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

# (2)支援対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出して下さい。なお、支援対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。 見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、御留意下さい。

なお、費目については下表のとおり分類して下さい。

<b></b>	中京
費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、資料整理
	作業員等の単純労務に服する者に対する賃金がこれにあた
	る。使用済自動車の解体において特殊な作業を行う者に対す
	る場合には、通常の自動車リサイクル工程に比べて追加的に
	生ずる作業のみに係る人件費を対象とする。
旅費	本事業にかかる現地調査や会合、シンポジウム開催のために
	関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務
	員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品、文献図書、消耗品等の購入
	に直接要する経費。リース可能なものはリースにより対応す
	ること。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等
	の印刷、製本に要する経費。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話
	料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使
	用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に
	使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印
	刷製本費、借料及び損料に計上してください。
通訳・翻訳料	海外調査時における通訳や海外文献の翻訳料。

試料分析費	廃棄物の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関	
	等への委託料はこれにあたる。	
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接	
	要する経費。	
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、	
	他に掲げられた経費以外のもの。連携する事業実施者のう	
	ち、環境省との契約相手方となる者以外の事業実施者へ事業	
	の一部を委託して行うための費用や、システム開発を外部に	
	委託する費用等はこれにあたる。なお、現行のシステム改良	
	を行う場合には、当該改良部分についてのみ対象とする。	
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用で	
	あって、その他事業の実施のために必要な費用。	

## (3)採択された場合の留意点

採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負 契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、 担当者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。

事業の進捗に応じ、環境省が開催するアドバイザリー会議への出席及び報告が 求められる場合がありますので、ご了知下さい。

事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がありますので、ご了知下さい。

#### (4)環境省が別途発注する取りまとめ業者への協力

環境省では、本事業の対象事業の選定や支援事業全体の進捗管理及び取りまとめをサポートする業務を、別途「平成 24 年度自動車リサイクル連携高度化支援事業選定等業務(仮称)」として発注する予定です。本公募への申請事業者及び採択された事業の実施者は、この業務の請負業者の依頼に基づき、進捗状況及び成果についての報告、資料の作成、会議への出席等について実施し、又は当該請負業者の上記業務実施に協力していただきます。

### (5)成果の公表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。

# 8. 著作権等の扱い

- (1)本事業の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び 所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとします。
- (2)本事業の報告書に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、 「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (3)納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものと

# 平成 24 年度自動車リサイクル連携高度化支援事業評価基準表

	提案された事業の実施によって	
課題設定の妥当性	解決しようとする課題が示されているか。また、示された課題が現在の自動車リサイクルの実情に照らして妥当なものか。	15(3)
事業計画の具体性・ 実施可能性	提案された事業の計画が具体的 かつ実施可能なものであるか。	15(3)
環境改善効果の検討 の有無	提案された事業の実施によって 実現される循環資源の循環的な 利用の促進効果及び CO2 排出量 の削減効果その他の環境影響の 低減効果に係る評価方法が具体 的に示されているか。	15(3)
	提案された事業の実施によって、 循環資源の循環的な利用の促進 又は CO2 排出量の削減その他の 環境影響の低減が見込まれると いえるか。	20(4)
事業の連携性、展開 可能性	提案された事業の内容が自動車 リサイクルに関連する解体業者、 破砕業者、自動車製造業者等が連 携することによりリサイクルの 高度化が促進されるものである か。	15(3)
合計	提案された事業の内容が、経済的 及び技術的側面から見て将来的 展開の可能性が高いといえるか。	20(4)

採点は各項目につき、優:5点、良:3点、可:1点、不可0点、の4段階評価とし、 各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。満点は100点とする。